

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

グリーンワーク株式会社

平成19年6月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . グリーンワーク株式会社の概要

II . 審査経過・写真

III . 審査における判定事由書

(主な確認資料)

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. グリーンワーク株式会社の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、水野邦彦の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成19年5月22日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

6月5日／書類確認及び現地確認

(場 所)

グリーンワーク株式会社

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会 審査員 児島 裕
同 専門審査員 水野 邦彦

(出席者)

グリーンワーク株式会社代表取締役 川本 喬
太田川流域 SGEC ネットワーク代表 安田 孝

(内 容)

1. 「認定審査」の一環として書類確認及び現地確認を行った。
2. グリーンワーク株式会社において事業の概要、現行の素材生産・販売・木炭製造・販売における木材の流れ・管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. SGEC 分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を行い、遵守意志を確認した。

6月20日／審査委員会(書類審査)

「認定審査」に基づいた審査結果を審査委員に報告し、審査判定を行った。

(審査委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 克美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同	児島 裕
同	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. グリーンワーク株式会社の審査における判定事由書

S G E Cの定める「認定審査」基準事項に基づき、別紙「グリーンワーク株式会社審査判定表」のとおり、10項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいた「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、グリーンワーク株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

基準1 経営の健全性

1-1 / 妥当である 持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

グリーンワーク株式会社（広島県廿日市市串戸）は、主に広島県太田川流域で素材生産を行っている事業体である。

昭和30年代より、現代表の父が、伐採業を営んできており、平成3年に父の跡を継ぐ形で、現代表の川本喬氏が株式会社化している。

近年の木材伐採・搬出量は、年間約500立米で、その他、中国電力の保線管理なども請け負っている。

1-2 / 妥当である 経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した

基準2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

グリーンワーク株式会社は、長年にわたって、太田川流域での立木の伐採・搬出や、作業道開設に従事してきた事業体である。また、伐採などの際に出る未利用材を炭に焼くなどして有効利用を図っている。S G E C認定事業体としての適合条件を揃えている。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

グリーンワーク株式会社は、SGEC 森林認証を昨年取得した（有）村上造林の伐採業務や作業道作設業務等を請け負っており、現在も反復継続的な取引関係ができています。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

今回の SGEC 事業体認定への取組は、広島県太田川流域を中心に SGEC 森林認証材住宅の普及を目指して活動する「太田川流域 SGEC ネットワーク」に加入し、山元の素材生産業者として、流域の SGEC 認証材流通の一翼を担おうとの取組である。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

グリーンワーク株式会社では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」「認証林産物の生産・加工・出荷管理計画書」を作成して管理に当たる計画である。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

グリーンワーク株式会社は、「認証林産物の分別・表示管理の体制」を定めており、認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底と管理体制を確立することを確認した。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

代表取締役の川本喬氏自身が、SGEC 認証林産物管理責任者として管理に当たるとともに、その他の従業員に対しても分別・表示管理の趣旨の周知を図ることとしている。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

(主な確認資料)

- ・グリーンワーク株式会社SGEC認定事業体組織図
- ・認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・認証林産物の生産・加工・出荷管理計画図
- ・認証林産物の分別・表示管理の体制図